

議案第34号

磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例の制定について

磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年3月7日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の
一部を改正する条例

磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成20年
磐田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（給料の調整額）

第3条の2 磐田市病院事業管理者（以下「管理者」という。）は、職務の
複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他
の勤労条件の特殊性に基づき、給料の調整額を支給することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

磐田市病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>(給料表) 第3条 略</p> <p>(追加)</p>	<p>(給料表) 第3条 略</p> <p>(給料の調整額)</p> <p><u>第3条の2 磐田市病院事業管理者(以下「管理者」という。)は、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件の特殊性に基づき、給料の調整額を支給することができる。</u></p>